

## 育児休業の分割取得について・・・

同一の子について、1歳未満で原則分割して2回までの育児休業が育児休業給付金の支給対象となります。

3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、【例外事由1】に該当する場合は、この回数制限から除外されます。1歳以降に取得した育児休業については、【例外事由2】に該当する場合は1歳～1歳6か月、1歳6か月～2歳の各期間中、夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金の支給対象となります。

### 【例外事由1】

- ① 別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の家族の死亡等で終了した場合  
※当初の育児休業の申出対象である子が1歳6か月または2歳までの場合を含みます。
- ② 育児休業の申出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡・負傷等、婚姻の解消等でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合
- ③ 育児休業の申出対象である1歳未満の子が、負傷・疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態となった場合

<例外事項1に該当する場合の提出書類・添付書類>

- ① 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- ② 育児休業申出書
- ③ 支給対象期間分の賃金台帳(または給与明細)
- ④ 支給期間分の出勤簿(またはタイムカード)

※ 休業中③④を作成していない場合は、証明書でも代用可能です。

- ⑤ 例外事由を確認できる資料 (例: 世帯全体の住民票、医師の診断書など・・・)

※ 事由や対象者の状況により必要な書類が変わりますので詳細は窓口でご確認ください。

- ⑥ 確認書

「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」は、1回目の申請の際に提出していただいておりますので提出は不要となります。

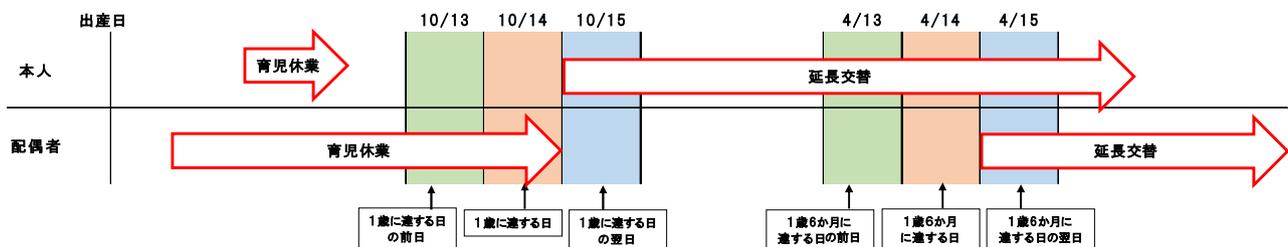
## 【例外事由2＝夫婦延長交替で育児休業を取得する場合】

### ○夫婦延長交替に該当する条件

- ① 育児休業の延長事由(保育園が実施されない等)に該当していること
  - ② 本人又は配偶者が、子が1歳(または1歳6か月)に達する日に育児休業を行っていること
  - ③ 新たな育児休業期間の初日が、子が1歳(または1歳6か月)に達する日の翌日、またはそれ以降であること
  - ④ 配偶者の育児休業期間と接している若しくは重複していること
- ①～④すべて満たしていること

### ＜夫婦延長交替のイメージ＞

10/15 出産のケース



### ＜例外事由2に該当する場合の提出書類・添付資料＞

- ① 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書
- ② 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ③ ②に記載をした分の賃金台帳(または給与明細)
- ④ ②に記載した分の出勤簿(またはタイムカード)  
※2回目以降の申請の場合は②～④は不要となります。
- ⑤ 育児休業申出書
- ⑥ 支給対象期間分の賃金台帳(または給与明細)
- ⑦ 支給期間分の出勤簿(またはタイムカード)  
※休業中に⑥⑦を作成していない場合は、証明書でも代用可能です。
- ⑧ 延長事由確認資料(保育所保留通知など)
- ⑨ 世帯全体の住民票(世帯全体、続柄が入っているもの)
- ⑩ 配偶者の育児休業の取得状況のわかるもの(育児休業支給決定通知など)
- ⑪ 確認書

**事由や本人の状況により提出する資料が変更する可能性があります**

**詳細な事項については、雇用保険適用課継続給付の窓口でご相談ください**